

# ASAHI NEWS

令和7年11月10日  
第188号

朝日税理士法人 城南支社  
TEL:03-3700-3331  
FAX:03-3700-8942  
<http://www.asahitax.jp>



## ■ ■ ■ 11月の主な予定 ■ ■ ■

### 税務・会計

- 11月11日～17日：税を考える週間
- 11月17日：所得税の予定納税額の減額申請期限
- 12月 1日：所得税の予定納税額の納付期限(第2期)
- 12月 1日：個人事業税の納付期限(第2期)

### 経営・経済

- 11月10日：景気動向指数速報発表(内閣府)
- 11月17日：7～9月期のGDP速報値発表(内閣府)
- 11月19日：貿易統計発表(財務省)
- 11月21日：全国消費者物価指数発表(総務省)
- 11月26日：第3四半期の米GDP改定値発表(米:商務省)
- 11月28日：有効求人倍率発表(厚労省)
- 11月28日：鉱工業生産・出荷・在庫指数速報発表(経産省)



# 「確定申告前に確認！見落としがちな“臨時収入”と控除の関係」

納税者が家族を養っている場合、その人数や状況に応じて所得から一定額を差し引く「**所得控除**」を受けることができます。しかし、控除を受けるには、養っている家族(配偶者や親族)の年間所得が一定以下である必要があります。特に、給与所得以外に思わぬ収入があった場合には、税制上の扶養から外れてしまう可能性があるため注意が必要です。この記事では、所得控除の中でも特に身近な「**扶養控除**」と「**配偶者控除**」の要件、そして**臨時の収入がある場合**の注意点を解説します。



## 扶養控除と配偶者控除

### 1. 扶養控除とは

納税者に**扶養している親族**がいる場合に受けられる控除です。一般の扶養親族の控除額は**38万円**となります。

#### 【控除対象扶養親族となるための要件】

扶養親族とは、原則としてその年の12月31日時点の現況で、以下の**4つの要件すべてに当てはまる人**です。

- ① **配偶者以外の親族**
  - ② 納税者と生計を一にしていること
  - ③ 年間の合計所得金額が**58万円以下**であること※1
  - ④ 青色申告者または白色申告者の事業専従者でないこと
- (※1) 19歳以上23歳未満の親族(**特定扶養親族**)の場合は58万円超の場合でも特定親族特別控除の適用あり(下記【図1】参照)

### 1. 配偶者控除とは

扶養している配偶者がいる場合に受けられる控除です。控除を受ける納税者本人と、配偶者の所得によって適用可否と控除額が決まります。

#### 【配偶者控除の要件】

- ① 納税者本人の所得要件: 控除を受ける納税者本人の合計所得金額が**1,000万円以下**であること
  - ② 配偶者の所得要件: 年間の合計所得金額が**58万円以下**であること※2
- (※2) 配偶者の合計所得金額が58万円を超えた場合であっても配偶者特別控除の適用あり(下記【図2】参照)

【図1】扶養控除と特定親族特別控除(特定扶養親族の場合)

|          | 配偶者の合計所得金額    | 控除額  |
|----------|---------------|------|
| 扶養控除     | 58万円以下        | 63万円 |
| 特定親族特別控除 | 58万円超85万円以下   | 63万円 |
|          | 85万円超90万円以下   | 61万円 |
|          | 90万円超95万円以下   | 51万円 |
|          | 95万円超100万円以下  | 41万円 |
|          | 100万円超105万円以下 | 31万円 |
|          | 105万円超110万円以下 | 21万円 |
|          | 110万円超115万円以下 | 11万円 |
|          | 115万円超120万円以下 | 6万円  |
|          | 120万円超123万円以下 | 3万円  |
|          | 123万円超        | 0円   |

【図2】配偶者控除と配偶者特別控除(一般の控除対象配偶者の場合)

|         | 配偶者の合計所得金額    | 控除額  |
|---------|---------------|------|
| 配偶者控除   | 58万円以下        | 38万円 |
| 配偶者特別控除 | 58万円超95万円以下   | 38万円 |
|         | 95万円超100万円以下  | 36万円 |
|         | 100万円超105万円以下 | 31万円 |
|         | 105万円超110万円以下 | 26万円 |
|         | 110万円超115万円以下 | 21万円 |
|         | 115万円超120万円以下 | 16万円 |
|         | 120万円超125万円以下 | 11万円 |
|         | 125万円超130万円以下 | 6万円  |
|         | 130万円超133万円以下 | 3万円  |
|         | 133万円超        | 0円   |

※配偶者控除は納税者の所得により控除額が異なります

## 合計所得金額の注意点

各控除の適用判定に使用する合計所得金額には、給与所得だけでなくすべての所得が含まれます。特に注意すべきは、一時的に大きな収入が発生する**一時所得**や**譲渡所得**です。

具体例として、一時所得では満期保険金の受取りや解約返戻金、譲渡所得では株式の譲渡所得などが挙げられます。



| 所得の種類  | 判定基準                                                   | 確認ポイント                                                      |
|--------|--------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|
| 一時所得   | [収入-経費]-50万円(特別控除)×1/2の額が他の所得と合わせて <b>58万円を超えない</b> こと | 生命保険の満期金など[受け取った保険金総額-払込保険料総額]から50万円を控除し1/2を乗じた額が所得に算入されます。 |
| 株式譲渡所得 | 譲渡益(取得費等を引いた額)が他の所得と合わせて <b>58万円を超えない</b> こと           | 申告分離課税でも、扶養判定では譲渡益の全額が所得に含まれます。                             |

配偶者や扶養親族が給与所得以外に一時金(保険金・懸賞金など)や不動産、株式等の譲渡益を受け取っていないかを必ず確認し、扶養控除の適用可否を事前に判断しておくことが重要です。

## 国税キャッシュレス納付のご案内

国税の納付は、金融機関や税務署等の窓口に行く必要がないキャッシュレス納付が大変便利です。そこで、「ダイレクト納付」制度を中心に「振替納税」「インターネットバンキング」「クレジットカード納付」の4種類の方法についてご紹介します。



### 制度の概要

| 納付手段         | 便利に利用できる方                                                                                        | 事前手続                                                                                    | 利用可能な税目                                                               | 利用可能限度額                     |
|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|-----------------------------|
| ダイレクト納付      | <ul style="list-style-type: none"><li>源泉所得税の毎月納付など、頻繁に納付手続きが必要な方</li><li>日付を指定して納付したい方</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>e-Tax利用開始届出書の提出</li><li>ダイレクト納付利用届出書の提出</li></ul> | 全ての税目(※1)                                                             | 金融機関により異なる                  |
| 振替納税         | 所得税や消費税(個人)の確定申告書を毎年提出する必要がある方                                                                   | 振替依頼書の提出                                                                                | <ul style="list-style-type: none"><li>申告所得税</li><li>消費税(個人)</li></ul> | なし                          |
| インターネットバンキング | インターネットバンキングやモバイルバンキングを利用されている方                                                                  | <ul style="list-style-type: none"><li>e-Tax利用開始届出書の提出</li><li>インターネットバンキングの契約</li></ul> | 全ての税目(※1)                                                             | 金融機関により異なる                  |
| クレジットカード納付   | クレジットカードを利用されている方                                                                                | なし                                                                                      | 全ての税目(※2)                                                             | 1,000万円未満かつカード利用可能額の範囲内(※3) |

(※1) 納付手続き方法によって利用できない税目があります。

(※2) 印紙を貼り付けて納付する場合等、利用できない税目があります。

(※3) 納付税額に応じた決済手数料がかかります。詳しくは国税庁ホームページをご確認ください。

### 国税ダイレクト納付

国税ダイレクト納付とは

e-Taxを利用して申告した税金を、**お客様ご自身の金融機関口座から自動的に引き落とす仕組み**です。

「即時納付」または「後日の指定日に納付」を選ぶことができます。

#### 主なメリット

- 銀行や税務署の窓口に行く必要がなく、自宅やオフィスから納付できます。
- 国税庁及び金融機関の安全な仕組みで処理されます。
- 納付日(口座引落日)の指定が可能です。

#### ご利用の流れ

- 税務署へ「**ダイレクト納付利用届出書**」を提出
- e-Taxで申告時に納付方法として「**ダイレクト納付**」を選択
- ご指定の口座から自動で引き落とし

#### 注意点

- 利用できるのは**ご本人もしくは法人名義の口座のみ**です。
- 納付日を指定した場合、指定日の午前中に引き落としとなりますので**前日までに口座残高の確認をお願いします**。  
※残高不足の場合は納付ができませんのでご注意ください。



【出典】国税庁HP「簡単！便利な！キャッシュレス納付のご案内」<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/0021010-048.pdf>